

この契約書（雛形）は平成 26 年 11 月 1 日以降に締結された新たな共同研究契約（雛形）に基づき共同でなした発明に適用されます。

## 知的財産権持分契約書（非独占の場合の雛形） Ver. 2016. 04. 01

※【】の部分は原契約との整合性に付き確認が必要です。

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と△△△△株式会社（以下「乙」という。）とは、平成××年××月××日付け締結の共同研究契約「（研究題目）」（以下「原契約」という。）6.【確認要】「共同研究契約条項」（以下「原契約条項」という。）第12条第3項【確認要】の規定に基づき、共同でなした発明に係る特許を受ける権利（特許権の設定の登録後は特許権をいい、以下総称して「本知的財産権」という。）の取扱いに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本知的財産権および持分）

第1条 甲および乙は、本知的財産権に係る持分について、原契約条項第10条第1項第二号【確認要】の規定に基づき、以下のとおり決定するものとする。

発明の名称：

〈案件特定〉：出願番号（出願後に調整する場合）（出願日）

整理番号 甲、乙

持分：甲 %、乙 %

（本知的財産権の管理費用）

第2条 甲および乙は、原契約条項第11条第1項第四号【確認要】を選択することに合意したため、原契約条項第14条第1項【確認要】の規定に基づき、本知的財産権の管理費用（特許庁等の登録機関および甲乙に所属しない外部の弁理士等に支払う、本知的財産権を取得し維持するための費用をいう。）を、自己の持分に応じて負担するものとする。

（本知的財産権の放棄）

第3条 甲および乙は、本知的財産権の自己の持分を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知するものとする。この場合において、相手方は、本知的財産権の取扱いについて協議を求めることができるものとする。

2 甲および乙は、出願維持年金または特許料の納付期限の2月前までに前項の通知をするものとする。

3 本知的財産権の持分の放棄に係る名義変更手続等に要する費用は権利を承継する者が負担するものとし、放棄する者は当該手続に協力するものとする。

(外国出願等)

第4条 甲および乙は、本知的財産権に係る外国出願（国際出願を含む。）、国内優先権主張出願、分割出願、または出願変更を行う場合、その出願の取扱いについて事前に協議するものとし、甲乙間で別段の取り決めがない限り本契約を準用するものとする。

(発明補償)

第5条 甲および乙は、本知的財産権の発明者に対する補償を、それぞれ自己に属する発明者に対してのみ、自己の勤務規則その他の定めに基づいて行うものとする。

(有効期間)

第6条 本契約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に効力を生じ、本知的財産権および本知的財産権から派生した知的財産権（第4条【個別案件毎の条項番号ずれに注意】に規定する出願に係る知的財産権をいう。）の全てが次の各号のいずれかに該当することとなるまで有効であるものとする。

- 一 却下され、取り下げられ（取り下げたものとみなされた場合を含む。）または放棄されたものであること。
- 二 拒絶すべき旨の査定または審決が確定したものであること。
- 三 取消決定または無効にすべき旨の審決が確定したものであること。
- 四 存続期間の満了または出願維持年金もしくは特許料の不納により権利が消滅したものであること。
- 五 甲または乙が本知的財産権および本知的財産権から派生した知的財産権の持分の全てを放棄または譲渡したものであること。

(原契約との関係)

第7条 本契約の規定が原契約の規定に反するときは本契約が優先して適用されるものとし、本契約に定めのない事項については原契約が適用されるものとする。

(協議)

第8条 本契約に定めなき事項（前条に該当するものを除く。）および本契約の内容に疑義が生じたときは、甲乙は協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長 中鉢 良治

乙 住 所  
△△△△株式会社  
代表取締役社長 □□ □□